

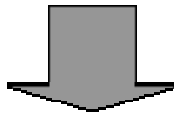
新型インフルエンザが心配なときの受診方法 について

平成 21 年 6 月 1 日(月曜日)

箕面市では、6月1日から新型インフルエンザの診療を市医師会加盟の医療機関へ順次移行します。受診方法は、かかりつけ医がある場合は、かかりつけ医に電話相談を、かかりつけ医がない場合は、「発熱相談センター」に電話相談をしてください。

【受診方法】

インフルエンザを疑う症状(38度以上の発熱、急性呼吸器症状等)がある場合



1. かかりつけ医がある場合、かかりつけ医に電話相談
2. かかりつけ医がない場合、「発熱相談センター」へ電話相談
 - (1)池田保健所(9時～18時)
(電話)072-751-3061(専用回線)
(FAX)072-751-3095
 - (2)大阪府発熱相談センター(24時間対応)
(電話)06-6944-6791(専用回線)
(FAX)06-6944-6602
 - (3)大阪府外国人情報コーナー(9時から17時45分)
(電話)06-6943-8530(専用回線)

注意事項: 感染拡大を防ぐため、インフルエンザ様の症状があるかたは、直接、医療機関に行かないでください。

(問い合わせ)

担当課	健康福祉部健康増進課
電話	072-727-9507
ファクス	072-727-3539